

より一層ご本人の意向が重視される制度へ

滝川事務所長 弁護士
村田 雅彦



平成12年から始まった現在の成年後見制度が改正され、令和10年度中に施行される予定です。

【現在の成年後見制度の問題点】

現在の成年後見制度については、一旦始まってしまうと生涯終わることができない、本人の意向が十分に反映されない、後見人の権限が広すぎる、弁護士等の専門家が後見人になった場合報酬の負担が重い、などといった問題点が指摘されてきました。

【補助制度への統一】

現在の成年後見制度は、本人の判断能力の程度に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度に分かれていましたが、改正後は原則としてこれが「補助」のみになります。

具体的には、本人の置かれている状況に応じて、特定の事項ごとに必要性を具体的に検討の上、補助人に代理権や同意権を与えるという制度に変わります。

判断能力を常に欠く状況にある方（従来の成年後見制度の適用対象となる方）については、同意権を与えるという原則の例外として、幅広い取消権を持つ特定補助人という制度も設けられます。特定補助人については、幅広い権限を持つことから、制度を利用するにあたっては原則として医師による鑑定が必要とされ、家庭裁判所による慎重な判断が行われることになります。

【本人の意思尊重】

現在の制度では、後見人の考えと本人の希望が一致しない場合に本人の意向が十分に反映されないことがあるという問題があります。

この問題点に対応するため、原則として本人の同意がなければ、補助制度は利用できなくなります。

また、補助人は、補助の事務を行うにあたり、本人の心身の状態に応じて、その事務に関する情報を本人に提供し本人の意見を聴き取るなどの適切な方法を用いて本人の意向を把握しなければならないことになりました。

さらに、補助人の同意を必要とする行為について、本人の利益を害するおそれがないにもかかわらず、補助人が同意をしない場合、家庭裁判所は本人の請求によって補助人の同意に代わる許可を出すことができるように

なりました。

これらの改正により、本人の意向がこれまでよりも反映されやすくなります。

【制度利用の終了】

例えば、親の遺産分割を行おうとしたところ、きょうだいの中に判断能力が十分でない方がいるために後見制度を利用したいという場合、現在の制度では、遺産分割が終わっても後見制度の利用は生涯続いてしまうという問題点があります。

この問題に対応するため、本人の判断能力に変わりがなくても、制度利用の必要がなくなれば制度を終了できるようになります。

また、制度利用の必要性を判断するため、補助人は1年に1回、本人の状況や家庭裁判所が求める事項について、家庭裁判所に報告を行わなければなりません。

【報酬について】

現在の制度では、本人の「資力その他の事情」に応じて、通常1年ごとに家庭裁判所がその期間に後見人が行った業務の内容や本人の財産状況を踏まえて報酬を決定していました。

今回の改正では、報酬について、その他の事情とされていた「補助の事務の内容」を判断要素に加えることが明文化されました。今後は、具体的な補助事務の内容が報酬決定においてこれまで以上に影響を及ぼすものと思われそうですが、具体的な額等については、改正法施行後の運用が待たれるところです。

【おわりに】

今回の改正により、後見制度はこれまでより使いやすいものになります。改正法の施行までまだ時間はありますが、遺産分割や債務整理などスポット的に利用したいといったご希望がございましたら、ご相談いただきたいと思います。